

各常任委員会での審査状況

総務常任委員会

佐志ニュータウン温泉供給
条例の制定について

問 泉質の衛生上の検査は。

答 十四年十月検査したが、泉質には問題がない。ただし、飲用としての検査はしていないので、今後検討したい。

問 減免規定は、どのような場合を想定しているのか。

答 本管の破損や維持管理面で、トラブルが発生した場合に、減免措置を考えている。

問 使用料の算定基礎は。

答 電気料、機器更新、ポンプの修繕、タンクの清掃、配管の修繕・洗浄、定期点検等の含めて算定した。



造成が終わり、分譲が始まった「佐志ニュータウン」

町一般会計補正予算（第九号）の關係分

問 地域総合整備資金貸付事業の貸付金と町費負担額は。

答 事業者は、社会福祉法人宮之城松寿会である。老人ホームの建替え事業分で、

事業費 十一億七、九〇〇万円のうち、四、六〇〇万円の貸付である。十五年償還で、利子分は町費負担となるが、七十五割が交付税で措置されるので、約一七五万円が町費負担になる。
なお、十六年度も四、六〇〇万円の貸付予定である。

問 電算システム統合事業費一億七六八万円は、合併に伴う電算システムの統合事業費であり、十五年度と十

六年度の二か年事業で、総事業費二億三、一〇〇万円のうちの本年度分である。

これは合併特例交付金を充当するので、町負担はないとのことであるが、もし三町が、合併しなかった場合は、どうなるか。

答 やむを得ない理由以外をもって合併しなかった場合には、すべて返納となる。しかしまだ、県がやむを得ない理由を、どのような場合なのか、明確にしていない。

問 合併に際して、町有地の整理処分を、検討したことはなかったのか。

答 遊休地の普通 財産については、合併前までに処分をしたい。対象地としては、西町、轟町、船木及び湯田地区の六区画を考えている。